

広報 すぎなみ



●発行/杉並区 ●編集/広報課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話は ☎3312-2111
FAX 3312-9911(広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/
☎ 3312

平成14年 10 / 11 NO.1612

特集号
保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

〈発行日〉毎月1日・11日・21日

安心して健やかに生活できる 「健康都市杉並」実現のために

～保健福祉計画・介護保険事業計画の素案にご意見をお寄せください～

15年度～19年度の保健福祉計画・介護保険事業計画の素案の概要をお知らせします。区民の皆さんにご意見をいただき、よりよい計画の策定をめざしています。問い合わせは、「保健福祉計画」は保健福祉部管理課、「介護保険事業計画」は高齢者施策課へ。



◆ご意見をお寄せください◆

ご意見は、ハガキまたはファクスFAX3312 2197で、11月29日までに保健福祉部管理課または高齢者施策課へお願いします。

区ホームページにインターネット電子掲示板を開設します

計画の素案について、意見を書き込むことのできる電子掲示板を開設します。ぜひご意見をお寄せください。

【開設期間】10月11日(金)～11月29日(金)

保健福祉計画(素案)

保健福祉計画は、「健康都市杉並」の実現をめざす保健福祉分野の基本的・総合的計画として、保健福祉の政策・施策・事業の体系、到達目標を明らかにするものです。

計画改定の趣旨

区は、12年2月に、12年度～16年度の五年間を計画期間とする「杉並区保健福祉計画」を策定しました。

この計画は、21世紀初頭の保健福祉施策のサービス目標を示したものであり、区はこれに沿って保健福祉施策の充実に努めてい

ます。また、急速な社会経済環境の変化などに柔軟に対応できるよう、三年ごとに見直しを行い、次の五年間を計画期間とする新たな計画を策定することとしています。

計画策定以後三年を経過した現在、介護保険制度の本格施行、社会福祉法の改正、健康増進法の成立、社会福祉基礎構造改革に伴う制度改正や規制緩和の進展などにより、保健福祉を取り巻く社会情勢にはさまざまな変化が生じています。

また、この間、少子高齢化や女性の社会進出、長引く経済不況などにより、区民の生活様式は一層多様化し、保健福祉サービスの質やあり方にも変化が求められています。

一方、区は12年9月に、基本構想「杉並区21世紀ビジョン」を制定し、それに

基づく新たな行政計画を策定しました。

さらに、13年度からは行政機構を再編して保健福祉分野を従来の四部体制から一つの部に統合し、保健福祉施策を一体的に展開する組織体制を整備するなど、保健福祉行政の推進環境も大きく変容しました。

このため、これらの変化に的確に対応するとともに、21世紀ビジョンに掲げる「健康都市杉並」の実現をめざして、これまでの杉並区保健福祉計画の改定を行います。

なお、新たな計画の名称は、保健福祉施策の一体的推進を意図して「杉並区保健福祉計画」とします。

保健福祉計画は、区の行政計画(基本計画・実施計画)改定の際の保健福祉分野の指針であり、今後、行政計画や予算の中に位置付けて実施すべき施策・事業の方向性と優先性を示すものです。

そのほか、法律通知等に基づき以下の計画の性格を持っています。

・地域福祉計画(15年4月1日施行)
・老人保健計画

・老人福祉計画
・介護保険事業計画
・障害者計画
・健康増進計画(15年4月1日施行)
・児童育成計画
・母子保健計画

計画期間は、15年度から19年度までの五年間です。また、三年目に見直しを行い、次の五年間を計画期間とする新たな計画を策定することとしています。

この計画は、杉並区21世紀ビジョンに基づき、子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できる、健康都市杉並を実現するため、次に掲げる基本理念のもとに策定します。

保健福祉計画(素案)は、区政資料室(区役所西棟二階)、区民事務所、区民センター、福祉事務所、保健センターなどで閲覧できるほか、区ホームページでもご覧いただけます。区政資料室では、一冊三〇〇円で販売しています。

計画の性格

基本理念

① 人間性の尊重

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての区民の人間性が尊重され、人権が保障されることを何よりも優先します。

② 自立の促進

すべての区民が、個々の意欲と能力に応じて主体的に社会参加し、自己実現を達成することができるように、一人ひとりの自立した生活を大切にします。

③ 生活の質の向上

すべての区民が、多様な生活様式に対応した、健康で文化的な真の豊かさを実感できる生活を送ることができるように、生活の質の向上を重視します。

④ 自己決定の尊重

すべての区民が、自己の意思で必要な保健福祉サービスを選択でき、住み慣れた地域で生きがいのもてる生活を送ることができるように、個人の自己決定を尊重します。

2面につづく

保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)は、区政資料室(区役所西棟二階)、区民事務所、区民センター、福祉事務所、保健センターなどで閲覧できるほか、区ホームページでもご覧いただけます。区政資料室では、一冊三〇〇円で販売しています。

目標

子どもから高齢者まですべての人が、安心して 健やかに生活できる「健康都市杉並」をめざす



基本政策と内容

基本理念および主要課題に基づき、区は次の方針で政策を推進します。

I 未来を拓く子どもたちが育つまちをつくる

妊産婦・乳幼児期から青少年まで、子どもたちが健やかに成長するためのサービスや環境整備を進めるとともに、安心してゆとりある子育てができるよう、子育てを支援するための取り組みを推進します。

- | | |
|--|--|
| <p>I 1 子どもたちが健やかに成長するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦・乳幼児期保健対策の推進 ②障害児支援の充実 ③児童活動環境の整備 ④青少年が健全に育つ社会づくり ⑤学齢期保健対策の推進 ⑥児童虐待対策の推進 | <p>I 2 安心してゆとりある子育てができるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育てを支える地域サービスの充実 ②子育て環境づくりの推進 ③保育の充実 ④子育てに伴う経済的支援 |
|--|--|



◀ 認証保育所 MOMOの家(阿佐谷南3) 1 21

III 介護や援助の必要な人が安心して住み続けられるまちをつくる

援助が必要な高齢者や障害者が地域の中で自立して生活できるよう、多様な支援サービスを提供します。また、要介護の高齢者が安心して適切な介護保険サービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実を図ります。

- | | |
|---|---|
| <p>III 1 高齢者が、住み慣れた地域の中で自立して暮らせるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活援助サービスの充実 ②自立生活可能な住まいの確保 ③ひとり暮らし高齢者等への支援 ④痴呆性高齢者の支援 | <p>III 2 適切な介護保険サービスが受けられるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護サービス基盤の整備 ②介護サービスの質の向上 ③介護相談と情報提供の充実 ④家族介護者の援助の充実 ⑤区民意見の反映 |
|---|---|

III 3 障害のある人が、地域でより自立して生活できるように

- ①日常生活の支援
- ②当事者活動の支援
- ③多様な居住の確保
- ④地域生活支援の基盤づくり
- ⑤就労の促進・雇用の拡大



II 自分の可能性を十分に発揮して暮らせるまちをつくる

成壮年期の健康づくりから高齢者の介護や痴呆の予防まで、心と体の健康を保つための施策に取り組みます。また、高齢になっても障害があっても、いきがいとふれあいに満ちた社会生活を送るための条件と環境の整備を図ります。

- | | |
|---|---|
| <p>II 1 心と体の健康を保つために</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康づくり活動の推進 ②健康を育むまちの環境整備 ③生活習慣病の予防 ④心の健康づくり ⑤歯科保健医療対策 ⑥難病対策 ⑦公害保健対策 ⑧地域医療体制の充実 ⑨介護予防 ⑩痴呆予防 | <p>II 2 いきがいとふれあいに満ちた生活をおくするために</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の活動的な社会生活の支援 ②障害者の積極的な社会生活・余暇活動の促進 ③ユニバーサルデザインの推進 |
|---|---|



Ⅳ だれもが参加し、互いに支えあうまちをつくる

支えあいの輪を広げるために人材の養成やさまざまな地域活動を支援するとともに、良質で多様なサービスの選択・利用を可能とする仕組みづくりを進めます。

- Ⅳ 1 支えあいの輪を広げるために
 - ①地域福祉活動を推進する人材の養成と活動支援
 - ②多様な地域活動との連携の仕組みづくり
- Ⅳ 2 良質で多様なサービスの選択・利用を可能にするために
 - ①利用者保護の推進
 - ②サービス評価・公開の促進と質の向上
 - ③福祉サービスの利用促進



園児が半寿(81歳)のお祝いに家庭を訪問(松庵保育園)

Ⅴ 安心・安全な生活が守られるまちをつくる

家庭内暴力や虐待の問題への取組み、生活困窮者への対応など、セーフティネット機能の充実を図ります。また、食や暮らしの安全確保、区民の生命と健康を脅かす健康危機への備えなどを強化します。

- Ⅴ 1 一人ひとりの尊厳が重視されるために
 - ①児童虐待対策の推進
 - ②ドメスティックバイオレンス対策の充実
 - ③高齢者虐待等相談体制の充実
 - ④生活困窮者支援の充実
 - ⑤路上生活者自立援助
- Ⅴ 2 安全な暮らしを守るために
 - ①食の安全確保
 - ②暮らしの安全確保
 - ③医薬品や毒劇物等の安全確保
 - ④医療機関の質の確保
 - ⑤危機管理対策の充実
 - ⑥感染症予防対策の充実
 - ⑦動物の愛護と衛生確保

Ⅵ 健康都市づくりを持続的に発展させるまちをつくる

区民の参画と協働や施策の評価・公開などにより、保健福祉計画を着実に推進し、区民とともに健康都市づくりを進める体制を整備します。また、部門間連携や地域展開を強化し、健康都市づくりの具体化を図ります。



- ①区民の参画・協働の推進
- ②評価と情報公開の推進
- ③部門間連携の強化と地域展開

介護保険事業計画(素案)

介護保険事業計画は、介護給付対象サービスや介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。今回の改定(15年度、19年度)では、基本理念などは現行計画を踏襲し、区民や学識経験者などで構成する介護保険運営協議会の意見を聴きながら、介護給付対象サービスの見込み量や、介護保険の円滑な運営に必要な事業などの見直しを進めています。

基本理念

高齢者の自立支援

区の介護保険事業の基本理念は、人権擁護を前提とした「高齢者の自立支援」です。

介護保険事業の基本的な目標は、「寝たきりなどの予防に力を入れるとともに、

介護を要する状態になっても高齢者自身の希望が尊重され、自立した生活が送れるような生活の質の維持・向上を目指した支援」を行うっていくことです。

区は、「高齢者の自立支援」を基本理念として介護保険事業を進めていきま

「杉並らしさ」を生かした介護保険事業のために

区民一人ひとりが、本人にとって最も適した介護サービスを受けることができ

るよう、杉並独自の要介護度別の介護サービス提供モデルを作成し、被保険者や事業者へ提供します。



改定のポイント

今後、新たに提供することとなる介護給付対象サービスの見込み量、必要とされる事業費のほか、主に次の見直しを行っています。

- 特別給付、保健福祉事業
- 移送サービス、介護用品の支給などの特別給付、家族介護教室などの保健福祉事業は、その費用が全額第一号被保険者の保険料の負担となるため実施せず、必要なサービスは区的一般施策として実施します。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護(区立特別養護老人ホーム)および通所介護(区立高齢者在宅サービスセンター)は、現行委託先である社会福祉法人等による自主運営を目指します。

また、居宅介護支援事業(ケアプラン作成)は、困難なケースもあることから、当面区も引き続き事業者として実施します。

円滑な運営のために

介護保険の円滑な運営のため、区は、介護保険運営協議会の運営、ケアマネジメンツの充実、介護サービスの質の向上、健康の保持増進、自立への支援、被保険者の権利の擁護と苦情処理、相談・情報提供などに取り組んでいきます。

今回の改定では、新たに次の取り組みなどを進めていきます。

- ①介護サービス事業者の自主的な協議会の設立・運営を支援します。
- ②在宅介護支援センター(ケア24)を三力所から二一カ所に増やし、相談に

- ③介護サービスの質の向上のため、事業者の第三者評価を支援します。また、痴呆介護ヘルパー研修などを実施し、質の向上に努めます。
- ④介護者への支援として、介護教室などを開催するほか、痴呆高齢者の家族に介護経験者が訪問するなど介護者への支援策を検討します。
- ⑤判断能力が不十分なため、介護サービスなどの利用に際し、援助が必要な人に対して、福祉サービス支援センターが支援します。

計画案の内容は、4面へ

介護保険事業計画 (素案)の主な内容



阿佐谷北ふれあいの家にて(阿佐谷北1 2 1)

① 高齢化および計画期間における人口推計など

区の高齢化等の現状

区の総人口は、昭和50年以降平成9年まで減少を続けていきましたが、10年以降は、わずかずつですが、増加しています。
14年1月1日時点の住民基本台帳等による総人口は、五万九千九百九十二人、第一号被保険者(65歳以上)が八万七千九百九十一人、高齢化率は16.9%です。
第一号被保険者は、今後さらに増加し、そのうち75

歳以上の後期高齢者の大幅な増加が見込まれます。
介護保険の利用者となる要介護等認定者は、第一号被保険者の人数が、12年度は九千五百二十六人、13年度は一万七千八百八十八人、65歳以上人口に対する割合は、11.1%、12.2%となつてい

ます。
事業期間中における被保険者数、要介護等認定者数などは、表1のとおり見込んでいます。

表1 計画期間における人口推計など

区分(単位)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総人口(人)	521,959	521,700	521,443	519,639	517,836
第二号被保険者数(40歳以上65歳未満)(人)	163,253	163,651	164,049	164,896	165,744
第一号被保険者数(65歳以上)(人)	93,945	95,844	97,744	99,382	101,020
高齢化率	18.0%	18.4%	18.7%	19.1%	19.5%
要介護等認定者数(人)	13,130	13,580	14,025	14,501	14,975
65歳以上人口比	14.0%	14.2%	14.3%	14.6%	14.8%
居宅サービス対象者数(人)	10,639	10,906	11,063	11,484	11,742
施設サービス対象者数(人)	2,491	2,674	2,962	3,017	3,233

(注)1. 7年度と12年度に実施した国勢調査の人口数を用いて各年度10月1日現在で推計しました。2. 上記の人数には、住所地特例者627人を含みます。3. 要介護等認定者数は、平成14年7月末日の要介護等認定者数と65歳以上人口の比率をもとに推計しました。

② 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みおよびその確保のための方策

主なサービスの確保

訪問介護
今後多様な事業者が参入するよう民間事業者へ働きかけを行うとともに、訪問介護員への研修など、人材育成のための方策をとります。
訪問看護・訪問リハビリテーション
介護支援専門員(ケアマネジャー)と医師との連携

をすすめ、訪問看護サービスが適切な機会に実施されるようにします。また、医療系事業者に働きかけを行い、サービス提供量の増加を図ります。
通所介護
現状では、供給基盤が整備されているといえますが、必要に応じ、既存の区有施設の活用による施設の整備をすすめます。
短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)
区内に介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設を整備する際に、一定数を確保するなど拡充に努めます。
痴呆対応型共同生活介護(痴呆性高齢者グループホーム)
建設助成を行い、民間企業へ整備の働きかけを行うとともに、区は都営住宅、区営住宅に整備をすすめます。

特定施設入所者生活介護
区は、新型ケアハウスの整備をすすめます。
介護老人福祉施設・介護老人保健施設
都の介護保険事業支援計画に基づき、建設助成などを行い、区内に一定数の整備をすすめます。
介護療養型医療施設
区内の医療機関に対し、

表2 サービスの給付実績と目標量

サービス名(単位)	13年度 給付実績	サービスの目標量(提供量)				
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
訪問介護(回/週)	25,249	31,928	32,995	33,806	35,666	37,029
訪問入浴介護(回/週)	628	779	814	836	910	961
訪問看護(回/週)	977	1,252	1,312	1,360	1,473	1,560
訪問リハビリテーション(回/週)	45	55	80	108	149	192
居宅療養管理指導(人/月)	1,420	2,597	2,706	2,799	2,962	3,092
通所介護、通所リハビリテーション(回/週)	3,637	4,862	5,034	5,164	5,444	5,645
短期入所生活介護、短期入所療養介護(週/6月)	2,822	3,748	4,258	4,754	5,464	6,133
痴呆対応型共同生活介護(人/月)	18	43	61	70	70	70
特定施設入所者生活介護(人/月)	241	331	381	411	461	491
福祉用具貸与(件)	5,690	—	—	—	—	—
福祉用具貸与(人/月)	—	2,939	3,051	3,143	3,313	3,445
居宅介護支援(人/月)	6,448	7,542	7,817	8,041	8,464	8,790

福祉用具貸与は、13年度は各用具の利用件数を、15年度以降は利用者数を記載しています。

介護給付等対象サービスの目標量
居宅サービスについては、19年度に要介護等認定者の80%の方が利用するものとし、利用意向、利用状況、事業者参入動向などから目標量を設定しました。供給率は、痴呆対応型共同生活介護を除いて、19年度を100%としています。
施設サービスについては、19年度において、65歳以上人口の3.2%に供給する目標を設定しています。
なお、目標量は、今後の利用実績などの結果や施設整備などに関する都の介護

事業参入の働きかけを行います。
この事業費の見込みを基にして、今後さらに保険料推計を精査していきますが、区の第一号被保険者介護保険料基準月額額は、三三〇〇円から三五〇〇円程度になると見込んでいます。

③ 介護保険の事業費の見込み

区分	15年度	16年度	17年度
居宅サービス費用	121	127	132
施設サービス費用	105	114	126
合計	226	241	258

(注)1. 国のワークシートに基づき算出した事業費の見込みであり、今後、介護報酬や支給限度額等が決まった段階で変動します。2. 居宅サービス費には、福祉用具購入費、住宅改修、高額介護サービス費および第二号被保険者に係るサービス費用が含まれています。